



松前沖が洋上風力発電 「国の促進区域の指定」 に一步近づく！

松前沖法定協議会(第3回)
が開催

7月31日、松前町パートナーシップランドいさりびで、再エネ海域利用法に基づく、松前沖法定協議会(第3回)が開催され、促進区域(案)、漁業影響調査の考え方(案)、漁業及び地域振興策(案)等の内容を取りまとめる協議が行われました。

町長からは、今後選定さ

れる事業者が、地域と一体となつて一緒に考え、進める事業展開の重要性を求め、さくら漁協組合長からは、漁業が永遠に続けられるよう共存共栄のもと、一緒に歩を進めてほしい旨を訴え、座長を含む他の構成員からも前向きな発言と期待が述べられ、とりまとめ案は、構成員全体での合意が得られました。

※松前沖法定協議会(第3回)の資料及び録画内容は左記QRコードにより、閲覧が可能です。

YouTube
法定協議会映像



資源エネルギー庁
ホームページ



北海道5海域の中で一番早いとりまとめ

北海道では、石狩市沖、岩宇・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖、松前沖の5海

域が洋上風力の有望な区域となつていますが、各海域の法定協議会で意見のとりまとめの合意がなされないことと促進区域の指定に進むことができません。

まだ一度も会議が開かれていない海域もある中で、松前沖は、北海道のトップランナーとなつていきます。

松前沖に関する協議会意見のとりまとめの概要

このとりまとめには、今後、公募により応募してくる事業者の提案に対する遵守事項や地域等の要望が書かれ、記載された内容を遵守しない事業者の提案は採用されないなど効力を有しています。

国・道の協議会事務局と町や漁協が何度も協議し、松前町脱炭素再エネ推進協議会の協力も仰ぎながら地元意見を取り入れて集約しました。とりまとめの概要は次のとおりです。

松前沖法定協議会意見とりまとめ概要

- ①松前沖を着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。
- ②選定事業者は、当該協議会の意見を尊重すること。
- ③地元との共存共栄の理念のもと発電事業が地域の活性化と地方創生に資すること。
- ④漁業との協調・共生及び漁業影響調査の実施と漁業関係者との十分な協議と配慮
- ⑤漁業及び地域振興に資する対策基金への出捐を行うこと。
- ⑥設置の制限 指定する各漁港の航路及び指定海域の水深40m以浅並びに住宅等から1km以内の海域には設備を設置しないこと。(海底ケーブルは除く)
- ⑦設備建設にあたり、打設音の低減や重要魚種の漁期の際は万全の対策を図ること。
- ⑧環境配慮にあたり、鳥類、海生生物、住民等への環境影響評価を実施し、適切な対策を実施すること。
- ⑨漁業振興策と地域振興策の提案においては、漁業関係者及び松前町が希望する内容を十分に理解し提案すること。

※詳細の内容は、資源エネルギー庁ホームページ(QRコード)で閲覧できる資料の「北海道松前沖における協議会意見とりまとめ」に掲載されております。

今後の動き

今後は、国が松前沖の促進区域の指定に向けた手続きを進め、秋以降に促進区域に指定される見通しです。指定後、国の公募占用指針により事業者の公募並びに選定が行われ、洋上風力事業の建設が始まっていく予定です。

洋上風力イメージ・デジタルコンテンツの制作

町では、今後、建設が見込まれる洋上風力発電設備のイメージをわかりやすく町民に伝え、理解の促進を図るため、CGなど最新技術を駆使した洋上風力のイメージ・デジタルコンテンツの制作を委託しております。12月末には完成予定であり、このコンテンツを活用し、町民の皆さまに丁寧な説明を実施し、一層の理解と不安の解消に努めてまいります。

洋上風力発電の運転開始までの流れ

国へ海域情報の提供 (R3.2.28)

準備区域に整理 (R3.9.13)

有望な区域に整理 (R5.5.12)

有望な区域に整理されたことを受け、国、道、町、漁協、学識経験者で構成される法定協議会を設置し、R5.11、R6.3、R6.7の3回の協議会を開催または協議を実施

協議会意見とりまとめ合意 (R6.7.31)

松前沖は現在この段階

今後のスケジュール

促進区域に指定

(経済産業大臣・国土交通大臣による指定)

約1年後～2年後

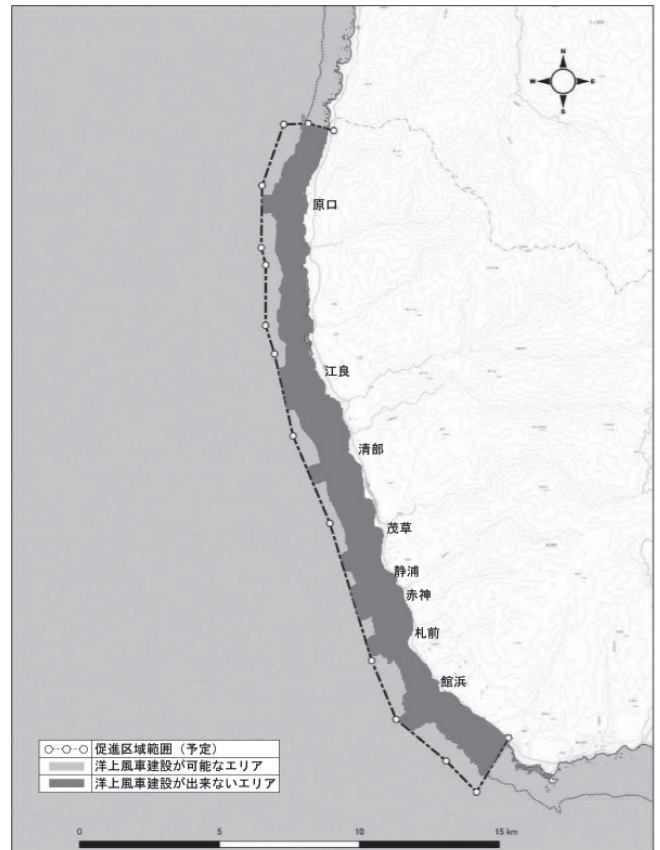
国による事業者の公募・選定・環境アセス実施

約6～7年後

洋上風力発電設備の建設工事等の完了後

運転開始

促進区域(案)の範囲



洋上風車建設が出来ないエリア

- ・水深40m以浅及び住宅等から1 km以内の範囲並びに松前矢越道立自然公園区域
- ・各漁港の航路

《広告》

小笠原内科消化器科クリニック

医師 小笠原 実(院長)

〒049-1454 松前郡福島町字館崎350番地27 TEL:0139-48-5231 FAX:0139-48-5232

○内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・放射線科・皮膚科

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30～12:30	○	○	○	○	○	○
14:00～17:00	○	○	訪問診療	○	○	

*第2、第4土曜日は休診

*受付時間は 8:00～12:00
13:30～16:30

※今月の日曜当番医は9月29日(診療時間 9:00～15:00)